

教員養成の段階における食物アレルギー対応に関する指導の必要性と課題

浅田 知恵

教職実践講座

The necessity and problem for learning about Food Allergy in the teacher training stage

Chie ASADA

**Department of Practitioners in Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan*

要 約

学校における危機管理として、食物アレルギーへの緊急時の対応が必要とされている。万一の事故発生時に対応するためには、すべての教職員が危機管理意識をもち、誰もが迅速かつ的確に対応する体制を整備することが求められている。本稿では、2012年(平成24年)に食物アレルギーによる児童の死亡事故が起きたこと、食物アレルギー・アナフィラキシーをもつ児童生徒が増加していることなど、学校において食物アレルギーに対して緊急時の対応の整備が求められてきた背景や動向を整理した。また、本年度、教員を志望する本学の教職大学院生や養成課程の学生を対象に食物アレルギー対応についての授業を実施し、食物アレルギー事件事例や自己注射薬のデモ器を用いた実習、映像の視聴によるシミュレーションを授業内容として取り組んだ。授業後のレポートには、「食物アレルギー対応について教職に就く前にぜひ学ぶべきである」「できるだけ学ぶべきである」という回答が得られ、食物アレルギー対応についての知識の必要感や、「命に関わる問題」「教師としての責任」などの記述からは危機意識の高まりが感じられた。以上の結果を踏まえ、学生や教職大学院生が学校現場における教育実習などの機会や新規採用直後に食物アレルギーの緊急対応が必要な場面に遭遇し、第一発見者になる可能性があることから、教員養成の段階で食物アレルギーについての知識と緊急時の対応を学修する必要があると考える。

Keywords : 危機管理 教員養成 食物アレルギー

I 本稿の目的

2012年(平成24年)12月、東京都調布市の小学校で、乳製品の食物アレルギーを有する5年生の児童が給食でチーズが入ったチヂミを誤って食べて死亡するという痛ましい事故があったことは記憶に新しい。子どもが安心して学ぶ、安全な場所であるべき学校において子どもの生命に関わることは、危機管理として位置付けた対応が必要である。

学校における危機管理には、危機(事件・事故)の発生を未然に防ぐ事前の危機管理(リスク・マネジメント)と事後の危機管理(クライシス・マネジメント)がある。事前事後の危機管理について、渡邊

(2009)は、防犯に関する危機管理を例として、①事件・事故の発生を未然に防ぐ、②事件・事故の発生に備える、③事件・事故に即時対応する、④事後の対応を行うとともに回復を図るという4段階に分けて捉える見方が一般的になりつつあると述べている¹⁾。この4段階の危機管理の考え方を、学校における食物アレルギー対応に当てはめて考えてみると、食物アレルギーのある児童生徒にアレルギーの原因となる食物の誤食を防ぐことが第一の段階である。次に、万一の事故発生時に対応する体制を整備しておくこと、そして、事故が発生した場合には、児童生徒の生命を守るため迅速かつ的確に対応すること、4段階目として救急搬送により医療機関で受診させることとなる。

特に、学校において万一の事故発生時に対応するためには、全教職員が危機管理意識をもち、誰もが迅速かつ的確に緊急時の対応を行うことができる体制を整備することが求められている²⁾。その背景には今回の死亡事故で、児童が「気分が悪い」と訴えてからわずか14分後に心肺停止の状態となったという事実がある。14分間の対応が生死を分けたということは、第一発見者はもとより、学校におけるすべての教職員が危機管理意識をもち、迅速かつ的確な対応を行わなければならないということである。このことから、本学の教職大学院生や学生が学校現場での実習などの機会に、食物アレルギーの緊急時の対応が必要な場面に遭遇する可能性を考えていく必要があるのではないかと思われる。

そこで、本稿においては、まず、児童生徒の食物アレルギーに対して緊急時の対応の整備が求められてきた背景や動向について整理する。その動向を踏まえ、教員を目指す本学の教職大学院生や学生が教員養成の段階で食物アレルギーに関して対応するための知識と危機意識をもつための授業の必要性と課題について検討することを目的とする。

II 学校における食物アレルギーへの緊急時の対応が求められた背景と動向

1 「学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」まで【～2008年(平成20年)】

学校給食は、1889年(明治22年)山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で宗教的な救済事業として貧困児を対象に無償で提供されたものが発祥とされている³⁾。戦後、教育活動の一環として位置づけられてきたが、1954年(昭和29年)に「学校給食法」が制定されたことで学校給食は食育の場として明文化された。食物アレルギーに関しては、2001年(平成13年)に「アレルギー物質を含む食品の表示義務化」が行われたことから「食物アレルギー」という言葉や理解が広がっていたといわれている⁴⁾。

そして、文部科学省が2004年(平成16年)12月に全国の公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校36,830校を対象(有効回答率97.9% 36,061校)にアレルギー疾患に関する調査を行ったところ、ぜん息5.7%、アトピー性皮膚炎5.5%、10%以上がアレルギー性鼻炎・結膜炎、食物アレルギー2.6%、アナフィラキシー0.14%という実態が明らかとなった⁵⁾。

この調査結果を踏まえ、以下の提言がされた。

「アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校保健を考える上では、既に、学校に、クラスに、各種のアレルギー疾患をもつ子どもたちがいることは前提としなければならない状況になっている。」とし、「アレルギー疾患対応の『学校生活管理指導表』を中心とし

た仕組みづくり」と「各疾患に対する取組の実施方法等に関する先進的事例の収集・分析に基づく検討」を両輪として学校におけるアレルギー疾患への取組を推進する必要がある。

この内容を踏まえ、文部科学省監修のもとで作成された「学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」と「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」が公表されることになった。

2 「学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」公表後【2008年(平成20年)～】

食物アレルギーのある児童生徒への給食の対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成20年3月 財団法人 日本学校保健会発行)」(以下「ガイドライン」という)に基づいて実施されることとなった⁶⁾。「ガイドライン」には、食物アレルギーとは、「一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のこと」、アナフィラキシーは「アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態をいう」と定義された。その中でアナフィラキシーショックについて、「血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合で、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態である」と記されている。

学校は、医師が記載した『学校生活管理指導表』に従い、食物アレルギーのために除去の必要な食品とその対応方針について保護者との面談で確認することとなった。その内容をふまえ、校内での情報の共有を行うとともに、除去食一覧表などを用いて事故の発生を未然に防ぐための体制づくりを図る必要がある。この「ガイドライン」の内容で特に学校現場で緊張感が増したのは、万一の事故の発生に備え、児童生徒本人が自己注射ができない場合に本人に代わって教職員がアドレナリン自己注射薬(アナフィラキシーのとき使用する自己注射薬。以下「エピペン®」と記す。)を使用するということだった。そのために、迅速かつ的確な対応をとることができるように研修を行い、救急体制を整備することが必要とされることとなった。

「エピペン®」を教職員が本人に代わって使用することについて、「ガイドライン」で以下のように記述されているので引用する⁷⁾。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法第17条に違反することになります。し

かし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない児童生徒に代わって注射することは反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

すなわち、「エピペン®」を使用することで症状を軽減できる時、その措置をとらないことが問題とされる⁸⁾。「ガイドライン」では、「教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備しておく必要がある」とし、食物アレルギーの児童生徒への対応が必要な学校での研修が行われることとなった。

3 東京都調布市の事故【2012年(平成24年)～】

前述したように2012年(平成24年)12月、東京都調布市のA小学校で5年生の児童が食物アレルギーによるアナフィラキシーの疑いのため、死亡した⁹⁾。

この事故は、「除去食一覧表」の確認をせず担任教諭がチヂミを渡したこと、担任教諭は「エピペン®」を取り出したが使用しなかったこと、駆け付けた養護教諭が食物アレルギーによるアナフィラキシーを考えず対応したことなどにより、『救うことができた命』を救うことができなかったといわれている。児童が「気持ちが悪い」と訴えてからわずか14分で心肺停止の状態となったことから、緊急時に迅速かつ確かな対応を行うための教職員の知識と危機意識の必要性が問われている。この事故検証委員会の報告書によると、除去食の提供方法と緊急時の対応の二つに大きな問題があったとされている¹⁰⁾。

除去食の提供では、以下の3点が指摘されている。

- ・除去食の料理が明確に伝えられていなかったこと
- ・おかわりの際に担任が一覧表で確認しなかったこと
- ・除去食にマーカ―の印がなかったこと

緊急時の対応については、2点が指摘されている。

- ・担任が「エピペン®」を打たずに初期対応を誤ったこと
- ・養護教諭がアナフィラキシーを考えずに初期対応を誤ったこと

これらの内、一つでも実施されていたら児童の命を守れたのではないかと記述されている。

A小学校では、食物アレルギーに関する研修を実施し、教職員は緊急時に「エピペン®」を打つことを学び、アナフィラキシーについて理解していたことから、報告書においては、研修に対する取り組み姿勢、研修内容等の見直しと危機意識をさらに高める取り組みが必要であるとしている。そして、緊急時の対応に

おいての迅速な対応として、アナフィラキシーを疑った場合、速やかに「エピペン®」を打つよう徹底すること、職員全員が食物アレルギーに関する知識を深め、取り組みを行うことが重要であることを提言している。研修は、食物アレルギーに関する研修を児童生徒の命を守るための研修と位置付け、尊い生命を失われることのないよう内容の充実を図ることとともに、食物アレルギーによる緊急時を想定した模擬訓練など、体験的な研修の必要性について述べられている。

この事故を受け、再発防止を図るため、文部科学省は2013年(平成25年)5月、医師ら学識経験者による調査研究協力者会議を設置した。そして、同年8月に行なわれたアレルギー疾患に関する全国の公立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校28,958校を対象とした調査の結果、食物アレルギー4.5%(2004年(平成16年)調査の1.7倍)、アナフィラキシー0.5%

(同3.6倍)、「エピペン®」保持者0.3%(前回調査なし)と前回調査に比して非常に増加している実態が明らかとなった¹¹⁾。さらに、この調査によって新規の食物アレルギー発症の事例が認められたことから、緊急時の対応はすべての学校で取り組む必要があること、それに加えて、2008年(平成20年)4月から2013年(平成25年)8月の5年余りの期間に「エピペン®」の使用事例が408件あり、「エピペン®」の活用への理解が進んでいることが示唆された。その一方、小中学校における教職員の研修会の実施率が51.1%であったことから、危機管理マニュアルの整備と実践的な研修の実施の必要性が強調された。

4 今後の学校給食における食物アレルギー対応について【2014年(平成26年)～】

2014年(平成26年)3月、文部科学省は「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」において以下の内容を発出した¹²⁾。

基本的な考え方として、「ガイドライン」や学校生活管理指導表の周知と徹底すること、緊急時対応を行うことができるよう教職員等に対する研修の充実を図ること、危機管理マニュアルを整備することを挙げている。特に各学校においては、校内委員会を設け組織的に対応することや、実践可能なマニュアル等を整備すること、教職員誰もが「エピペン®」使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むこと、児童生徒の発達段階に踏まえた上で食物アレルギーに関する指導に取り組むこととされた。

この通知により、各学校において食物アレルギー対応マニュアルの作成整備がされるとともに、都道府県・市町村教育委員会によるマニュアルや手引きが整備された。文部科学省は「ガイドライン」の内容に関

する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要があり、役割に応じた研修会の実施や研修時間の確保が重要であること、緊急時の対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）の使用を促すための措置を講じるとともに、学校の状況に応じた危機管理マニュアルの整備が不可欠であるとしている。

5 「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「アレルギー疾患対策基本法」について【2015年(平成27年)～】

2015年(平成27年)3月、文部科学省は、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成・発行した。この指針は学校における食物アレルギー対応の方針を定めるとともに、各学校におけるマニュアル作成の資料とし、食物アレルギー事故防止の取り組みを促進することを目的としている。さらに、本指針では、給食の安全性を最優先とすること、組織的な対応の必要性、「ガイドライン」に基づいた対応などを具体的に示し、学校の危機管理対応という視点から取り組む必要があると考えられている。「すべての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごすことができるためには、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員が当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠」とし、あらゆる書面で「全ての教職員」の主体的なかかわりが必要であることが記されていることは特筆すべきことである。

そして、2015年(平成27年)12月、以下のような目的でアレルギー疾患対策基本法が施行された。

アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進すること

この法第9条において、学校等の設置者等の責務として、学校等がアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならないとされている。また、第18条第2項において、医療機関等との連携協力体制の確保及び学校等の教職員の研修の機会の確保についての事項が定められている。このことは、アレルギー疾患を有する者が多数存在し、学校におけるアレルギー対応は一部

の対象者に留まるものではない状況となっていることを意味していると思われる。

Ⅲ 教員養成の段階における食物アレルギー対応について授業実践の取り組みと課題

1 食物アレルギー対応に関する授業実践の目的

本学は教員養成大学であることから、教員を目指す教職大学院生や学生が、学校現場における実習などの機会や新規採用直後に食物アレルギーの緊急対応が必要な場面に遭遇し、第一発見者になる可能性がある。そのとき、児童生徒の生命を守るため、必要な知識と危機意識をもち、緊急時に必要な迅速かつ的確な対応についての学修を行う必要があると考えた。

本年度、教職大学院生50名、教員養成課程の学部生75名を対象に食物アレルギー対応に関する授業実践を行った。

2 授業の位置付け及び対象

教職大学院生50名を対象に、「協働する学校づくり」の授業科目において、「子どもの健康課題Ⅰ－食物アレルギー対応－」として2017年6月9日に実施した。なお、教職大学院生50名には、現職教員14名を含んでいる。

教員養成課程のE選「教育実践の基礎理論」を受講した3・4年生の学部生75名を対象に「学校における食物アレルギー対応」として2017年7月5日に実施した。

倫理的配慮として、本研究の授業におけるレポートの使用について、「研究として使用すること、個人名を出さず個人情報を保護すること」を口頭で説明し同意を得た。

3 授業内容

いずれの授業も基本的に以下の内容で実施した。

① 食物アレルギーによる事故事例について
東京都調布市の食物アレルギーによる死亡事故事例について時系列に説明した後、筆者が実際に遭遇した食物アレルギー事故事例を紹介した。
② 食物アレルギーについての概要説明
食物アレルギーの原因となる食品、食物アレルギーの症状、罹患者率、アナフィラキシーの概要を知らせるとともに、愛知県教育委員会発行「学校における食物アレルギー対応の手引(平成28年2月)」 ¹³⁾ と名古屋市教育委員会発行「アレルギー緊急時対応マニュアル」 ¹⁴⁾ を配布し学校における対応を説明した。
③ アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）実習
アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）の使用方法を指導後、注射器のデモ器（エピペン®トレーナー）を一人ひとりが実際に手に持ち、自己注射薬の使用についての実習を行った。

④ ミニドラマの視聴により対応をシミュレーションする活動
文部科学省発行によるミニドラマ「小学3年生の児童が発症 適切に対応できなかった例」(YouTubeによる配信) ¹⁵⁾ を視聴し、適切な対応について主体的にシミュレーションする活動を行った。

4 結果と考察

(1) 授業後のレポートの記述から

教職大学院生及び学部学生を対象に、『学校における食物アレルギー対応について、教職に就く前に学んでおくべきだと思いますか』という問いに対して、「ぜひ学ぶべきである」「できるだけ学ぶべきである」「どちらでもよい」「学ぶ必要はない」の4件法で回答を得た。その結果、回答した125名のうち、「ぜひ学ぶべきである」120名(96.0%)、「できるだけ学ぶべきである」5名(4.0%)、「どちらでもよい」「学ぶ必要はない」に回答したものはなかった。以上のことから、受講した大学院生・学生は「学ぶべき」と考えているといえる。

また、その理由及び授業後のレポートの記述内容を表1に示す5つのカテゴリーに分類した。

表1 レポートの記述内容の分類結果
(N=125 複数回答あり)

	記述内容	回答数 (%)
i	「学んでおくべき」「知識が必要」など知識に関わる内容の記述	112(89.6%)
ii	「命に関わる問題」「命を守るため」など命に関わる内容の記述	94(75.2%)
iii	「教師としての責任」「意識が大切」など教員としての責任に関わる記述	28(22.4%)
iv	「これまで知らなかった」「知らなかったでは済まされない」など必然性に関わる内容の記述	27(21.6%)
v	「教員に就いてすぐに対応が必要」など教職に就く前に学ぶことに関わる記述	24(19.2%)

i) 「学んでおくべき」などの知識に関わる内容の記述の中には、「必ず学ばなければならない」といった記述が数例あった。特に、ii) 「命に関わる」という記述が75.2%に見られた。その他に、「学ぶことで守れる命があるなら学ばない理由はない」「アレルギーは命に関わる問題であることを再認識することで教師としての責任感が強くなる」などの記述から、アレルギーの事象事例や対応を学んだことで、教師とし

ての危機意識や、学修する必然性の高まりが感じられた。iv) 「知ること」の必然性に関わる内容には、「初めて知った」や「知ることができてよかった」という記述も数例含まれている。

ある記述には、「教育実習中の経験について『給食後、腕にぶつぶつができてかゆい』と子どもが伝えてきたが、アレルギーであることを知らず、その後担任の先生の話からアレルギーの反応だということが分かった。子どもが上手く伝えられない場合、気付くことが重要だと改めて強く思った。」とあった。重篤な事例への遭遇ではなかったが、アレルギーに対する知識をあらかじめもっていることが必要であると痛感させられる事例である。また、「小学生だったとき、重いアレルギーをもった同級生に対する担任の反応から、担任がアレルギーに対する知識をもっていなかったことに対して不安感を抱いた」事例に関する記述があった。子どもにとって安心できる学校であるために一人一人の教師はどう対応するかを考えさせられる記述であった。

こうした教員を目指す学生を対象に食物アレルギーに関する指導に取り組みされた研究には、野田ら(2014)による調理実習を含む食の指導に携わる家庭科教育に関わる学生を対象とした授業実践の取り組みがあり、具体的な対処法など現場で活用できる力の育成、対応できる人材育成をどのように行うか体制づくりが急務であると指摘している¹⁶⁾。さらに、青木ら(2014)は教科教育法「家庭科教育法」の授業において東京都の死亡事象事例や映像資料等を活用した授業実践に取り組んだ¹⁷⁾。この取り組みを通して、「教育実習の事前指導などの機会をとらえ、アレルギー(食物アレルギー)に限らず、子どもの生命に関する基礎的な医学的知識や技術に関する講義・演習の機会について具体的なプログラムと併せて検討される必要がある」と指摘している。筆者は小学校での勤務経験の中で、経験の浅い教員が食物アレルギーを意に介さず調理実習を計画している様子に肝を冷やしたことがあることから、家庭科教育の分野で学修の機会を位置付けられることは必要不可欠と思われる。

また、鈴木(2015)は、小学校における給食指導や食育を全教職員が担うという観点から教員養成大学の学生及び小学校教員を対象とした調査を基に、「食物アレルギーについては、知識と対処はもとより他の児童への理解を促す必要があることなどを教員養成の段階から認識しておく必要がある」と述べている¹⁸⁾。小学校教員は、給食指導をはじめ家庭科を含むすべての授業科目を担当しなければならない。学校現場では、家庭科に限らず生活科・総合的な学習など様々な学習の機会に調理を伴う実習を行うことがある。そして、受講した学生・大学院生が実感したように子どもの命に関わる課題であることから、教育実習などの機

会の前に学んでおくことが肝要であると同時に、教員を志望するすべての学生が教職に就くまでに必ず身につけておくべき知識であると考える。

(2) 現職教員の学修の様子から

前述したように、本学教職大学院には現職教員が在学しており、エピペン®を所持している児童生徒が在籍している学校がほとんどであった。「改めて対応の怖さを感じた。本校にもエピペン®を所持する生徒がいるので、万一の場合は速やかに適切な処置ができるようにしたい」「日頃から現職教育を行い、各自でイメージトレーニングをしていなければ行動できない。日頃からの意識が大切」など、今回の授業を通して、主体的に自らの学校を見直す姿勢がみられ、危機意識の高まりが感じられた。

現職教員と学ぶ直進の教職大学院生の中には、授業中の現職教員の発言の様子から、「エピペン®を持つ子どもがあんなにもいることに驚いた。教師になったら必ず一度は使うことになるという意識をもつことが必要」「身近にとらえていなかったが、現職の先生のクラスにエピペン®を持つ子が多くいて、もっと知らないといざというときに動けないと痛感した」などのレポートの記述がみられた。以上のことから、教職大学院での学修では、現職教員と教員を目指す大学院生が共に学ぶことから学校現場での実態を踏まえた学びとなるため、より一層身近な課題として危機感をもつことができたと考えられる。

(3) 事例や実習を通して学ぶ意義と課題

今回の授業においては、東京都調布市の食物アレルギー死亡事故を具体的な事例として紹介した。特に、学級担任の動きを中心に時系列で説明することで、教員を目指す学生や大学院生の視点を明確にするためである。前述したように、文部科学省において「緊急時対応を行うことができる教職員等に対する研修の充実を図ること」が求められており、研修においては役割に応じた研修会や緊急時を想定した定期的な訓練が必要とされている。

教職員への研修の在り方について、大野(2015)は、現職教員への調査を行ったところ、「エピペン®トレーナーを用いロールプレイを取り入れた研修を実施した場合に、94.0%が緊急対応ができると答えた」ことから、実践場面の講習が有効であると述べている¹⁹⁾。また、アレルギーをもつ子どもと関わる医療の立場から木村(2014)は、「もっとも効果的な研修は、食物アナフィラキシーが起きたときを想定してシミュレート(模擬訓練)すること」とし、教職員が役割を変えながら繰り返し訓練することが大切であるとしている²⁰⁾。

今回の授業においては、注射器のデモ器(エピペン®トレーナー)を一人ひとりが実際に手に持ち、自己

注射薬の使用についての実習を行った。実際にエピペン®トレーナーを用いて実習を行うことでより深い知識と理解につながると考えたためである。教職大学院生や学生のレポートに「エピペン®を教師が打たなければならないということは知っていたが、実際どのように打てばよいかよく理解できていなかったのが今回はよい経験だった」「エピペン®の打ち方について実物を用いて学ぶことで現場で遭遇したときに落ち着いて対応できると考えた」などの記述があったことから、一定の成果があったと考えられる。

また、平川(2015)は、「ヒヤリ・ハット」の事実からアレルギーに対して認識を深め、省察を伴う事例研修になることから、教職員全体の意識を高めるためには多様な事例を知ることが必要であることを指摘している²¹⁾。事例を通して学んだことによって、あるレポートに「確認ミスで命に関わる事態になることに恐怖を覚えた」「担任教師がどのような対応をするべきか学ぶことができた。教員全員で把握し訓練することが必要だと思った」などの記述がみられた。これらの記述から、具体的な事例から具体的な行動についての学びが深まったと思われる。

以上のように、実習や事例を通して授業を実施したことにより、受講した院生・学生が「子どもの命に関わる」という危機意識をもち、食物アレルギー対応についての知識の必要性を認識したと思われる。

しかしながら、今回の授業においては、対応についての学修が映像を通したシミュレーションであったことから、今後は、想定事例について教職員間で役割分担をし、実際にロールプレイを通してシミュレーションしながら学び合う機会を設定するなど、緊急時の対応についてより理解を深める授業方法についての追求が必要であると考えられる。

IV まとめ

今日、学校における食物アレルギーへの緊急時の対応が必要とされている動向を概観し、教員養成の段階における食物アレルギー対応に関わる授業の取り組みについて述べてきた。

本年度実施された教員採用試験で、食物アレルギー対応に関する出題があった。このことは、学校現場における危機管理として、教員を志望する者に必要な知識とされていることを意味している。今回の授業を通して、「子どもの命に関わること」「知っておきたい」など、教職大学院生や学生が知識や緊急時の対応を学ぶことの必要感をもっているという手ごたえを感じた。そして、すでに実習などの機会でも食物アレルギーの症状をもつ子どもと遭遇している事例があったことから、今後、教員養成の段階において、食物アレルギーについての知識と緊急時の対応を学修する枠組みについて模索していくことが必要であると考えられる。

【文献】

- 1) 渡邊正樹：「学校安全と子どもの心の危機管理」
1章 学校安全とは，P.1-9，誠信書房，2009
- 2) 文部科学省：今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知），2014
- 3) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版 学校保健実務必携（第4次改訂版），第一法規，P.1287，2017
- 4) 赤城智美：学校給食アレルギー事故防止マニュアル，P.8-12，合同出版，2014
- 5) アレルギー疾患に関する調査研究委員会（平成19年3月）：アレルギー疾患に関する調査研究報告書，文部科学省，2007
- 6) 文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課監修：学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン，（財）日本学校保健会，2008
- 7) 文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課監修：学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン，P.67（財）日本学校保健会，2008
- 8) 入澤充：増補版 学校事故 知っておきたい！養護教諭の対応と法的責任，時潮社，P.131，2011
- 9) 調布市教育委員会教育部指導室編：調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書，調布市教育委員会，2013
- 10) 前掲 9)
- 11) 学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議：今後の学校給食における食物アレルギー対応について 最終報告，2014.3
- 12) 文部科学省：今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知），2014.3
- 13) 愛知県教育委員会：学校における食物アレルギー対応の手引（平成28年2月）P.57-64
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkogakushu/allergy-tebiki.html> 2017.6
- 14) 名古屋市教育委員会：アレルギー緊急時対応マニュアル 平成26年1月
<http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000050/50793/manual.pdf> 2017.6
- 15) 文部科学省：学校におけるアレルギー疾患対応資料 2015.2
<https://www.youtube.com/watch?v=caZv1Zwnis>
2017.6、2017.7
- 16) 野田文子，古田豊子，中岸須美子：教員養成における食物アレルギーの指導－意識調査と授業実践から－ 大阪教育大学紀要 第V部門 第62巻第2号 p55-62 2014.2（平成26）
- 17) 青木香保里，荒井眞一，吾妻知美，高野良子：食物アレルギーに関する教育内容の再構成と指導、愛知教育大学研究報告 芸術・保健体育・家政・技術科学・創作編 第63巻 P.51-59 2014
- 18) 鈴木洋子：教員養成課程における学校給食に関する指導の必要性－教員志望学生及び小学校教員の給食指導に対する意識からの検討－ 奈良教育大学紀要 人文・社会科学 第64巻第1号
- 19) 大野泰子：今日のアレルギー対応と学校－エピペントレーナー講習による救急対応の工場－、鈴鹿短期大学紀要，第35巻，P.25-35，2015.3
- 20) 木村彰宏：学校給食アレルギー事故防止マニュアル 第4章誤食したときの緊急対応－エピペン®講習とシミュレーション－ コラム「食物アナフィラキシーの既往がある子どもの学校での対応」，P.43-53，合同出版，2014
- 21) 平川俊功：事例から学ぶ「養護教諭のヒヤリ・ハット」－アレルギー編－ 事例編3 事例全体から見た養護教諭のヒヤリ・ハット，P.214-217，ぎょうせい，2015.6